自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・

軽自動車税（環境性能割）の災害による減免制度について

大阪府では、災害により自動車が被害を受けられた方について、下記の減免制度があります。

　詳しくは、担当の府税事務所又は自動車税事務所までお問い合わせください。

**１　自動車税（種別割）**

1. **被災した自動車を修理して使用する場合**

被害を受けた自動車を修理して使用される場合、修理が完了した日から60日以内に申請いただくことにより、修理に要した期間の月数に応じて自動車税（種別割）を減免します。

　　なお、減免する月数は、16日以上を１月として計算します。（16日未満は切り捨てます。）

1. **被災した自動車を抹消登録する場合**

災害により使用できなくなった自動車は、速やかに運輸支局で自動車の抹消登録手続きを行ってください。抹消登録した月の翌月から月割で減額（還付）します。

なお、被災によりやむを得ず運輸支局での抹消登録が遅れた場合、抹消登録した日から60日以内に申請いただくことにより、災害により被害を受けた日の翌月分以降の自動車税（種別割）を減免します。(永久抹消登録又は解体されたものに限ります。)

※災害により被害を受けた日と抹消登録日が同月である場合は、減免申請は不要です。

**２　自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）**

　　　被災された日から３ヶ月以内に、被害を受けた自動車（永久抹消登録又は解体されたものに限ります。）に代わる自動車を取得する場合、代替自動車の申告の際に申請いただくことにより、代替自動車の自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）を減免します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 条件 | 申請場所 | 申請期限 | 必要書類 | 減免制度 |
| １自動車税（種別割） | (1)被災自動車の修理 | 各府税事務所 | 修理完了の日から60日以内 | ・減免申請書・被災証明書・修理期間を証する書面 | 修理に要した期間の月数に応じて自動車税（種別割）を減免 |
| (2)被災自動車の抹消登録が遅れた場合 | 各府税事務所 | 抹消登録をした日から60日以内 | ・減免申請書・被災証明書・解体証明書 ※１ | 被災された日の翌月から抹消登録をした月までの自動車税（種別割）を減免 |
| ２自動車税（環境性能割）軽自動車税（環境性能割） | 被災自動車に代わる自動車の取得 ※２ | 大阪自動車税事務所各分室（寝屋川、和泉、なにわ）軽自動車検査協会各支所 軽自動車税（環境性能割）担当 | 代替自動車の登録の日（減免適用期間は被災された日から3ヶ月以内） | ・減免申請書・被災証明書・解体証明書 ※１ | 代替自動車の課税標準額から被災自動車の被災前の通常の取引価格を控除 |

　※１　永久抹消登録済みの場合は、解体証明書の提出は不要です。

※２　代替自動車は、被災自動車と同一用途（自動車検査証の「用途及び営自区分」）であり、納税義務者が被災自動車の納税義務者と同一であるものに限ります。

■**府税事務所（自動車税（種別割）の軽減措置の窓口）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 電話･ファックス | 郵便番号 | 所在地 | 担当地域 |
| **中　央** | **06（6941）7951**FAX 06（6941）7934 | 540-0008 | 大阪市中央区大手前3丁目1番43号（大阪府新別館北館） | 大阪市 | 中央区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 |
| **なにわ北** | **06（6362）8611**FAX 06（6362）6760 | 530-8502 | 大阪市北区西天満３丁目５番24号 | 北区、淀川区、東淀川区 |
| **なにわ南** | **06（6775）1414**FAX 06（6775）1363 | 543-8533 | 大阪市天王寺区伶人町2番7号（大阪府夕陽丘庁舎内） | 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区 |
| **三　島** | **072（627）1121**FAX 072（627）1327 | 567-8515 | 茨木市中穂積1丁目3番43号（三島府民センタービル内） | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 |
| **豊　能** | **072（752）4111**FAX 072（752）4124 | 563-8588 | 池田市城南1丁目１番１号（池田・府市合同庁舎内） | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| **泉　北** | **072（238）7221**FAX 072（238）7244 | 590-8558 | 堺市堺区中安井町3丁4番1号 | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 |
| **泉　南** | **072（439）3601**FAX 072（439）3706 | 596-8520 | 岸和田市野田町３丁目13番2号（泉南府民センタービル内） | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |
| **南河内** | **0721（25）1131**FAX 0721（25）1194 | 584-8531 | 富田林市寿町２丁目６番１号（南河内府民センタービル内） | 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| **中河内** | **06（6789）1221**FAX 06（6789）2704 | 577-8509 | 東大阪市御厨栄町４丁目１番16号 | 八尾市、松原市、柏原市、東大阪市 |
| **北河内** | **072（844）1331**FAX 072（846）3988 | 573-8501 | 枚方市岡東町１９番１号ステーションヒル枚方オフィスB　９階 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

　なお、電話でのお問合せは、**大阪自動車税事務所 本所（06-6775-1361）**でも承っています。

■**大阪自動車税事務所（自動車税（環境性能割）の軽減措置の窓口）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 電話･ファックス | 郵便番号 | 所在地 | 担当地域 |
| **分室** | **寝屋川** | **072（823）1801**FAX 072（820）1143 | 572-0846 | 寝屋川市高宮栄町13番2号 | 登録（取得）時の自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割） | 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町（**大阪ナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |
| **和　泉** | **0725（41）1327**FAX 0725（43）4541 | 594-0011 | 和泉市上代町 | 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村（**和泉・堺ナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |
| **なにわ** | **06（6612）7251**FAX 06（6613）6077 | 559-0031 | 大阪市住之江区南港東3丁目1番14号 | 大阪市（**なにわナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |

（注）　軽自動車税（環境性能割）については、次へお問合せください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 軽自動車税（環境性能割）担当）
和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 軽自動車税（環境性能割）担当）

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-218（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 軽自動車税（環境性能割）担当）

★軽自動車税（種別割）にかかる軽減措置については、お住いの市町村へお問い合わせください。